



埼玉県報

第 2769 号
平成 28 年(2016 年)
2 月 2 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 小林土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 清算法人小林土地改良区の清算人届任届（春日部農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 本庄都市計画及び児玉都市計画下水道の変更（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（政策調査課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 4・5 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）

告 示

埼玉県告示第四百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 walea
- 三 代表者の氏名
番場 智恵子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市松原四丁目五番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は障がい児（者）発達障がい児（者）とその家族に対し、地域生活を支援援助し、介護者、本人の負担軽減を図るものとするので、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人カローレ
- 三 代表者の氏名
細田 勝実
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市上広谷四二六番四
- 五 定款に記載された目的
この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、地域の人々と協力し、すべての子どもたちのため、また障がいのある人や高齢者等、援助や支援を必要とする人々のため、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人市民シアター・エフ

二 代表者の氏名

竹石 研二

三 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市深谷町九番十二号

四 当該認定の有効期間

平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日まで

告示

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	岡田光市	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千二百九十六番地
同	萩原米三	同 三千九百三番地
同	小沢一義	同 三千七百七十二番地
同	萩原信一	同 三千六百十二番地
同	三須忠一	同 下栢間二千八百九番地
同	藤村喜一	同 千九百八十二番地
同	藤浪昭	小林千三百六十一番地三
同	松本清	同 千五百二十五番地
同	長谷川榛政	同 二千四百五十九番地一
同	島田俊夫	同 二千六百九十三番地
同	島田久己	同 二千四百四十七番地一
同	荻島稔	同 二千八百二十九番地二
同	島田進	同 二千八百二十一番地
同	原敏夫	同 二千八百八十五番地
同	吉崎準	同 三千四十四番地
同	長谷川勲	同 三千二十二番地
同	嘉村和也	同 二千二百八十八番地

告示

埼玉県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十八年一月十四日解散認可した久喜市の小林土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所	所
岡田光市 埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千二百九十六番地	岡田光市	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間	三千二百九十六番地
萩原米三 同 同 同	萩原米三	同	三千九百三番地
小沢一義 同 同 同	小沢一義	同	三千七百七十二番地
萩原信一 同 同 同	萩原信一	同	三千百六十二番地
三須忠一 同 同 同	三須忠一	同	下栢間二千八百九番地
藤村喜一 同 同 同	藤村喜一	同	千九百八十二番地
藤浪昭 同 同 同	藤浪昭	同	小林千三百六十一番地三
松本清 同 同 同	松本清	同	千五百二十五番地
長谷川榛政 同 同 同	長谷川榛政	同	二千四百五十九番地一
島田俊夫 同 同 同	島田俊夫	同	二千六百九十三番地
島田久己 同 同 同	島田久己	同	二千四百四十七番地一
荻島稔 同 同 同	荻島稔	同	二千八百二十九番地二
島田進 同 同 同	島田進	同	二千八百二十一番地
原敏夫 同 同 同	原敏夫	同	二千八百八十五番地
吉崎準 同 同 同	吉崎準	同	三千四十四番地
長谷川勲 同 同 同	長谷川勲	同	三千二十二番地
嘉村和也 同 同 同	嘉村和也	同	二千二百八十八番地

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―二―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番三 外二十四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千二百二・六九立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、本庄都市計画及び児玉都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画及び児玉都市計画利根川右岸流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

なし

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

吉見町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,225,350部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札書には、8ページ物（2回）1部当たりの単価及び4ページ物（2回）1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

(6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。

- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 宮原 電話048-830-6257（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成28年4月4日（月）午後2時

- (4) 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成28年4月1日（金）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$（入札書に記載する金額（8ページ物1部当たりの単価） \times 2,225,350部 \times 2回 + 入札書に記載する金額（4ページ物1部当たりの単価） \times 2,225,350部 \times 2回） \times 1.08 \times 0.05$$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$（契約単価（8ページ物1部当たりの単価） \times 2,225,350部 \times 2回 + 契約単価（4ページ物1部当たりの単価） \times 2,225,350部 \times 2回） \times 1.08 \times 0.1$$

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成28年 3 月 18 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年 2 月 5 日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and

newspaper insertion of “Saitama Prefectural Assembly News” 2,225,350
copies four times per year

- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m., April 4, 2016 (tender submitted by mail
5:00 p.m., April 1, 2016)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and
Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat,
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone
048-830-6257

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年十月三十日

指令越建セ第二七〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十八年一月二十八日

越建セ第四三七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百六十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市備後東一丁目二十二番二十二号 ボルベールー二〇一

島村 佳佑

告 示

埼玉県病院事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成28年度4・5月分）

JIS 1号 93,600リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成28年5月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 97,000リットル

平成28年4月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年3月29日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月28日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年3月29日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」

という。) 第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年3月8日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日(5日が土日祝日の場合は次の平日)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、

必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 93,6000

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. March 29, 2016 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. March 28, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985